

国立大学法人鳴門教育大学防火管理規程

		平成16年	4月	1日	
		規程第	41	号	
改正	平成19年	3月23日	規程第22号		
	平成20年	3月17日	規程第14号		
	平成21年	3月31日	規程第39号		
	平成21年	6月1日	規程第71号		
	平成22年	3月24日	規程第38号		
	平成23年	3月31日	規程第43号		
	平成26年	3月24日	規程第30号		
	平成28年	10月11日	規程第52号		
	平成29年	3月8日	規程第33号		
	平成29年	6月20日	規程第77号		
	平成31年	3月13日	規程第31号		
	令和2年	3月19日	規程第31号		
	令和2年	7月1日	規程第43号		
	令和3年	3月10日	規程第9号		

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における防火管理に必要な事項を定め、火災その他の災害（以下「災害」という。）を予防するとともに、災害による人的、物的被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「防火管理区域」とは、別表第1に掲げるとおりとする。

(防火管理の総括等)

第3条 学長は、防火管理に関する事務を総括する。

2 事務局長は、学長を補佐し、防火管理に関する事務を整理する。

(防火管理者等)

第4条 学長は、法第8条及び第36条の規定に基づき、本学の防火管理区域ごとに防火管理者及び防災管理者（以下「防火管理者等」という。）を置き、別表第1に掲げる者をもって充てる。ただし、別表第1に掲げる者が政令で定める資格を有しない場合は、資格を取得するまでの間、資格を有する者のうちから学長が命ずるものとする。

2 防火管理者等は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 避難又は防火又は防災上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理
- (6) その他防火又は防災管理上必要な業務

- 3 防火管理者等は、その業務を行うに当たっては、常に消防署と連絡を密に保たなければならない。

(火元取締責任者)

第5条 防火管理者は、防火管理上必要と認められる区域ごとに火元取締責任者を置き、国立大学法人鳴門教育大学固定資産管理細則（平成16年細則第5号）第6条に規定する固定資産等の使用に関する責任者をもって充てる。ただし、特に必要があると認める場合は、防火管理者が別に指名する者をもって充てることができる。

- 2 火元取締責任者は、防火管理者のもとに、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 火災予防上の注意事項を、役職員、学生等（以下「職員等」という。）に周知徹底させること。
- (2) 電気、ガス等の点検を行うこと。
- (3) 引火、発火等の危険のある設備、薬品等の点検を行うこと。
- (4) 消防用設備等の点検を行うこと。
- (5) 消火器等の使用方法を職員等に周知徹底させること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火気の管理に関し必要な措置をとること。

(火元責任者)

第6条 防火管理者は、研究室、実験室、講義室、事務室その他管理上必要と認める区分ごとに、火元責任者を置くことができる。

- 2 火元責任者は、火災の予防について、防火管理者の指示に従い、火元取締責任者を補佐する。

(自衛消防隊)

第7条 防火管理者は、火災が発生した場合及び火災発生危険が急迫した場合に消火等の活動に当たらせるため、自衛消防隊を組織しなければならない。

- 2 自衛消防隊の基本的な組織及び任務は、別表第2のとおりとする。

(消防訓練)

第8条 防火管理者は、毎年1回以上定期的に消防訓練を実施しなければならない。ただし、附属幼稚園及び附属特別支援学校においては、毎年2回以上実施しなければならない。

(消防用設備等の表示、維持、点検等)

第9条 防火管理者は、消防用設備等について、標識等によりその所在を表示するとともに、使用方法等を明示して職員等に周知しなければならない。

- 2 防火管理者は、消防用設備等の管理及び機能保全のため、定期的に点検し、その結果を記録しなければならない。
- 3 防火管理者は、前項の点検の結果、改善を要する事項については、学長に報告しなければならない。

(危険物等の表示)

第10条 防火管理者は、危険物、準危険物及び特殊可燃物等を貯蔵し、又は取扱う場所については、標識等によりその類別品名等の表示を行い、職員等に周知しなければならない。

(非常持出品の表示等)

第11条 火元取締責任者は、当該管理区域内に非常持出品があるときは、それを表示す

るとともに、当該非常持出品の持出用具を常備しておくものとする。

(臨時火気使用)

第12条 通常火気を使用しない場所において、臨時に火気を使用しようとする者は、防火管理者に申し出て、その許可を受けなければならない。

(異常気象時における火気使用)

第13条 防火管理者は、異常乾燥、強風等の異常気象時における火気の使用に関し、職員等に対し、必要な注意を喚起しなければならない。

2 前項の場合において、防火管理者は、必要に応じて火気の使用を制限し、又は禁止することができる。

(火災発見者の措置)

第14条 火災を発見した者は、直ちに消防署及び防火管理者に連絡するとともに、消火器等を用いて初期消火に務めなければならない。

(自衛消防隊の消火等の活動)

第15条 防火管理者は、火災が発生したときは、直ちに自衛消防隊を招集し、消防吏員等による消防隊（以下「消防隊」という。）等が到着するまでの間、消火等の活動に従事しなければならない。

(対策本部の設置)

第16条 学長は、消火等の活動を指揮するため、火災の状況に応じて、対策本部を置くものとする。

(出火原因、損害等の調査及び報告)

第17条 防火管理者は、鎮火したときは、火災の原因、火災による損害その他必要な事項を調査し、速やかに学長に報告しなければならない。

(他の災害への準用)

第18条 火災以外の災害については、特に定めがあるもののほか、この規程を準用する。

(細則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条，第 4 条第 1 項関係）

区 分	防 火 管 理 区 域	防 火 管 理 者	防 災 管 理 者
	高 島 地 区 (学生宿舎地区を除く。)	企 画 調 整 役	企 画 調 整 役
	学 生 宿 舎 地 区	教務部学生課長	—
	栗 津 地 区	総務部施設課長	—
附属幼稚園 附属小学校	南 前 川 地 区	附属小学校長 又は教頭	—
附属中学校	中 吉 野 地 区	附属中学校長 又は教頭	—
附属特別支援学校	上 吉 野 地 区	附属特別支援学校長 又は教頭	—

別表第 2（第 7 条第 2 項関係）

